

一般社団法人アジア経済文化研究所

行動指針

本研究所において関連分野を研究する研究者は、自らの研究活動の実践を通して、人類社会の平和と健全な発展、自然環境の保全に貢献する責務があります。

本学会は、誠意と良識をもって研究を遂行することで尊敬される専門職となることを切望し、次の倫理綱領を遵守します。同時に、関連分野の研究者がこの倫理綱領に合致した行動を取ることができるように教育と支援に努めます。

1. [基本原則]

公正と誠実を重んじ、他者の権利を尊重します。

①人種、国籍、宗教、思想、性別、年齢などにより差別せず公平に扱い、もって公正な社会実現に努めます。

②研究者として正直で恥じることのない行動をします。

③生命、財産、名誉、プライバシー、自由、自律など他者の権利を尊重します。

2. [学術の目的]

経済と文化の基礎、応用及び関連分野に関する研究、交流、支援活動を通して人類社会の平和に寄与することを目的とします。

① 研究や交流活動において、人々の平和と幸福、福利の向上を優先します。

② 研究や交流活動において、自然環境と調和した人々の生活の豊かさや文化的多様性、精神的価値の実現と増進を目指します。

③ 研究や交流活動において、効率や性能の向上のみを追求するのではなく、公益に十分配慮します。

④ 職業実践および専門的活動においては、トレードオフの関係にある価値が存在することを理解し、その均衡をはかります。

3. [学術の重要性の認識]

社会活動における重要性を理解し、研究成果とその活用によって生じる人間、社会および地域への影響を客観的に明らかにします。

① 研究の推進とその成果が与える社会的責任を自覚します。

② 研究と成果応用によって生じる社会および環境への影響について、プラス面についてもマイナス面についても客観的に明らかにします。

③ 研究と成果応用によって生じる社会および地域への影響に関する客観的事実を適宜公開します。

4. [品質保証]

研究者として職務に最善を尽くし、研究成果の品質維持と向上を図ります。

- ① 職務のプロセス品質（社会、会員、利用者の期待を設計に反映させること等）および研究成果の向上に努めます。
- ② 職務の遂行において、会員や利用者が期待する品質要求を満たすことだけでなく、社会の要求（コンプライアンス、環境保全、リサイクル等）を十分考慮します。
- ③ 職務の遂行において、組織や他の専門家などの品質チェックを受けることにより、品質保証基準を満たした成果を創出します。

5. [契約遵守]

公益に配慮しつつ、職務上取り交わした契約を遵守します。

- ① 委託者との契約など職務上の契約をよく理解し、遵守します。
- ② 職務上知りえた秘密情報は、これを第三者には漏らさず、私的な利益のために使用しません。
- ③ 受託業務においては、顧客の要望に従うばかりではなく、専門家として顧客の真の利益を追求して提案します。
- ④ 人命の損失など社会や環境に重大な影響が懸念される時は、守秘義務等の契約内容にかかわらず、事前に受託者と協議の上、その懸念を回避するよう努めます。

6. [事実の尊重]

事実に基づき誠実に行動し、信頼性の高い発表と評価を行う。

- ① 発表や報告に使用するデータの捏造や改ざんを絶対行いません。
- ② 発表や報告は、誠実に行ない、必要以上の誇張や偏った表現は慎みます。
- ③ 発表や報告は、客観的であることを心がけ、必要に応じて追試が可能であるよう配慮します。
- ④ 論文等の査読、製品や技術に対する評価は、専門家として誠実にを行い、故意に偏った評価を与えたり、調査を遅らせたりせず、また知りえた情報を漏えいしません。

7. [オリジナリティの尊重]

他者の創意工夫や成果を尊重します。

- ① 成果創出にあたっては、独自の価値の創出を目指します。
- ② 他者の研究、成果等の内容を十分に把握した上で、他者の権利侵害を避け

る複数の関係者によって成果を創出した場合、貢献した者の寄与、貢献範囲を明確にします。

- ③ 他者が行った分析、比較、評価等の成果を利用する場合は、その出所を明示します。

8. [相互協力]

研究者としての良心に基づいて自由な討論を促し、進んで他者と協力します。

- ① 他者との活発な討論や連携が技術の発展へ寄与することを理解し、他者との討論や協力活動に積極的に参加します。
- ② 自ら所属する組織の規則等を遵守しつつ、情報を発信して活発な討論を促します。
- ③ メンバーが対等な立場で討論に参加できる場を関係者と協力して提供します。

9. [自己啓発と教育]

自己の専門能力の維持、向上に努めるとともに、研究者および公衆に対する教育を積極的に行います。

- ① 常に最新の知識の習得に努めるなど、自己の専門能力の維持、向上に努めます。
- ② 他の技術者に対する教育や啓発活動に努めます。
- ③ 一般の人々、特に将来を担う世代に対する教育や啓発活動に努めます。
- ④ 管理的立場にある者はその管理下にある構成員が「自己啓発と教育」に必要とする資源の確保に配慮します。
- ⑤ 管理的立場にある者は職務に関わる者が学会倫理綱領に沿った行動ができるような体制作りに努めます。

10. [法令の学習]

職務に関連する法令や規則を継続的に学習し、遵守します。

- ① 職務に関連する法令や規則を学習する機会を積極的につくります。
- ② 職務に関連する法令や規則の新設や改定に際しては、これを必ず参照します。
- ③ 管理的立場にある者は、その管理下にある構成員が職務に関連する法令や規則を学習できる体制をつくります。
- ④ 法令や規則は国や地域によって異なるので、務に関連する海外の法令や規則も積極的に学習します。

以上。